

平成 26 年 1 月 28 日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
[深夜電力（選択約款）]

当社は、このたび、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき届出を行なった選択約款の深夜電力(平成 26 年 3 月 1 日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第 47 条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、本則 3（深夜電力 A）、4（深夜電力 B）および附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)および別表 3（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 本則 3（深夜電力 A）に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	345.60	25.60
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	410.40	30.40
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	11.78	0.87
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	11.69	0.87

(2) 本則 4（深夜電力 B）に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
基本料金 契約電力1キロワットにつき 標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	216.00	16.00
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	253.80	18.80
電力量料金 1キロワット時につき 標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	10.01	0.74
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	9.91	0.73

(3) 附則 3（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)に定める料金率

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
深夜電力 A 基本料金 契約電力1キロワットにつき 標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	336.00	16.00
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	399.00	19.00
電力量料金 1キロワット時につき 標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	11.46	0.55
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	11.36	0.54

区分および単位	早収料金率	消費税等相当額
	円	円
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	210.00	10.00
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	246.75	11.75
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	9.73	0.46
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	9.64	0.46

(4) 附則3（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.301	0.014
高圧で供給を受ける場合	0.291	0.014

(5) 別表3（燃料費調整）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.310	0.023
高圧で供給を受ける場合	0.299	0.022

以上